

風の教会 利用約款

第1条 目的

風の教会（以下「当施設」といいます。）へ入場される方（以下「利用者」といいます。）は、この約款の定めるところに従い、当施設を利用しなければならないものとします。この約款に定めのない事項については法令に定めるところにより、法令に定めのないときには一般の慣習によります。

第2条 告知

当施設は、利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者におかれましては、次の各項の事柄をよく理解のうえ、事故なく当施設をご利用いただくよう告知します。

- 2 施設内は自然の地形を活かしているため段差や凹み等があります。
- 3 雨や土、自然の木の樹液や汁などによる服・靴等の汚れには、一切責任を持ってませんのでご了承ください。
- 4 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動は、お止めください。
- 5 当施設に過失のない怪我（虫刺され等含む）・事故・紛失・盗難等につきましては、一切責任を負いかねます。

第3条 入場拒否

次の事項に当てはまる場合、当施設への立ち入りをお断りします。

- (1) 当施設を利用しようとする者の中に次の事由のいずれかに該当する者がいると認められる場合
暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者その他反社会勢力（以下これらを総称して「暴力団等反社会勢力」という。）に属する者
暴力団等反社会勢力が事業活動を支配する法人その他の団体に属する者
その役員のうちに暴力団等反社会勢力に該当するものを含む法人に属する者
泥酔またはその状態に著しく近い者
- (2) 当施設の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をするおそれがあり、当施設の管理上支障があると認められる場合
- (3) 当施設または当施設の従業員に対し、暴力的要求を行い、または合理的範囲を超える負担を要求する、おそれがある場合
- (4) この約款において定める禁止事項を行うおそれがある場合
- (5) 上記に加え、集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められた場合

第4条 利用の中止、退場措置及び通報措置

次の事項に当てはまる場合、直ちに施設の利用をお断りし、施設外への退去をお願いします。もし当施設の指示に従っていただけない場合は、警察等関係機関に通報いたします。

- (1) 当施設の利用客の中に次の事由に該当する者がいると判明した場合
暴力団等反社会勢力に属する者
暴力団等反社会勢力が事業活動を支配する法人その他の団体に属する者
その役員のうちに暴力団等反社会勢力に該当するものを含む法人に属する者
泥酔またはその状態に著しく近い者
 - (2) 当施設の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動を行った場合
 - (3) 当施設または当施設の従業員に対し、暴力的要求を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
 - (4) この約款が定める禁止事項を行った場合
- 2 当施設において次のいずれかの行為をすることを禁止します。
- (1) 盲導犬、聴導犬または介助犬を除くペットを連れての入場
 - (2) 庭園内の植物に危害を与える行為及び盗難行為
 - (3) 酒気帯び・悪ふざけによる危険行為
 - (4) ラジコン及びドローン等の無線飛行機の持ち込み及び使用（イベントの開催時等当施設が許可した場合は除く）
 - (5) 施設内での喫煙及び飲食（当施設の許可したものを除く）

- (6) ベビーカー・車いすを除くタイヤの付いた乗り物等の乗り入れ
- (7) スケートボードまたはインラインスケート等での滑走（イベントの開催時等当施設が許可した場合は除く）
- (8) 無許可での営業行為、チラシの配布、広告宣伝活動、集会または演説
- (9) 無許可での商業的利用を目的とした録音、録画または撮影
建物、付帯設備、備品等への釘打、セロハンテープ等での掲示物等の貼付け
- (10) 施設内での火気の使用
- (11) 爆発物、鉄砲刀剣類等の危険物、悪臭を発生する物の持ち込み
- (12) 当施設内の安全・風紀・秩序を乱し、他人に迷惑及び不快感を与える行為
- (13) 当施設の運営の妨げとなる一切の行為
- (14) 当施設の従業員並びに委託している係員の指示を守らない行為

3 前2項により当施設が利用者を退場させた場合であっても、当該利用者に対し、入場料等（食事料金、買い物料金、体験料金、駐車料金等その他一切の料金を含みます。以下同じ。）の払戻しは行いません。

4 当施設は、本条1、2項に該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。

第5条 利用者の責任

利用者は、法令、この約款その他当施設が定める規則又は当施設の従業員等の指示を守らなかったこと等により当施設に損害を与えたときは、当施設に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第6条 改訂

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 この約款の変更の際には、変更後の約款の内容と適用開始日を店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

附則

この約款は、2022年8月1日より実施します。